

事業者の皆様へ

令和4年12月26日  
令和7年3月26日（一部改訂）  
国立研究開発法人産業技術総合研究所  
総務本部 調達部

日頃より、当所の調達業務にご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

当所では、調達手続きにかかる書面への押印の対応を見直し、事業者の皆様からご提出いただく書類について、下記のとおり変更することとしました。

何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 押印省略可、電子ファイル提出可とする書類

以下の書類は、押印の省略、電子ファイル（PDF）での提出を可能とします。

- 見積書（「公開見積競争用見積書」を除く）
- 納品書
- 請求書
- その他必要な書類（以下、2.及び3.の書類を除く）

### 2. 押印必須、原本での提出を必要とする書類

以下の書類は、押印の上、原本（紙）での提出をお願いします。

- 契約書（電子契約の場合を除く）
- 入札書（サプライヤポータルを利用した入札の場合を除く）
- 公開見積競争用見積書（サプライヤポータルを利用した提出の場合を除く）

※サプライヤポータルを利用した入札・提出の場合は、押印済み書類の電子ファイル（PDF）をシステム上にて添付する方法により提出いただきます。

### 3. 押印必須、電子ファイル提出可とする書類

以下の書類は、押印は必要ですが、電子ファイル（PDF）での提出を可能とします。

- 委任状
- 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」
- 反社会的勢力排除にかかる「誓約書」
- 著作者財産権譲渡証書
- 著作者人格権不行使証書
- 秘密保持誓約書

4. 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、真正性を確保するために、提出する書類に社名・発行権者名の他、事務担当者と連絡先を明記し、書類の提出は、原則、サプライヤポータルからの提出又は事業者のドメインが含まれるメールアドレスで送信してください。

5. 適用日

令和7年4月1日以降に提出する書類から適用

6. 問合せ先

総務本部 調達部 調達管理室

電話：029-861-2013

以上